

令和3年度  
埼玉県未就学児を持つ保育士の  
子どもの預かり支援事業利用料金の  
一部貸付の手引き

令和3年9月

社会福祉法人埼玉県社会福祉協議会

## 目 次

1	事業の概要	1
2	申請	2
3	貸付	3
4	返還	3
5	返還猶予・返還免除	4
6	申請から返還免除までの流れ	7
7	届出義務・提出書類	8
8	様式一覧	10
9	問い合わせ先	10
	保育所等定義一覧	11



せん。なお、連帯保証人となる法定代理人に返済能力がない場合は、新たに返済能力のある連帯保証人を立てていただきます。

## 2 申請

### (1) 申請方法・窓口

貸付申請書類は、借受希望者が勤務する保育所等が所在する市町村保育担当課に提出してください。

※申請書類は、市町村保育担当課が取りまとめて、県社協に提出します。

### (2) 申請締切

令和4年3月31日（必着）

### (3) 申請書類

申請には、以下の書類が必要となります。

	必要書類	確認事項
①	埼玉県子どもの預かり支援事業利用料金の一部貸付申請書（様式第1号）	
②	誓約書（様式第2号）	
③	同意書（様式第3号）	
④	申込者及び連帯保証人の住民票	・世帯全員 ・発行から3ヶ月以内のもの ・マフターの記載がないもの
⑤	子が入所する保育所等への入所決定通知書（写）	・入所期間の記載があるもの
⑥	子どもの預かり支援事業の利用時間帯及び利用料金が記載された書類	
⑦	保育士証（写）	
⑧	雇用契約書（写）及び勤務時間が確認できる書類（写）	
⑨	連帯保証人の課税証明書	・収入額の記載があるもの

### (4) 申請から決定までの流れ

申請から決定までは、提出書類の確認、貸付審査を経ておおよそ1ヶ月後（※）に貸付決定通知（もしくは不承認通知）を送付します。

※審査期間は申請件数や提出書類の状況（不備があった場合など）により異なります。

貸付決定通知を受けた借受希望者は、印紙税法に定める額の収入印紙を添付した借用証書（様式第4号）、印鑑登録証明書（借受希望者及び連帯保証人の分）、振込口座申請書（様式第5号）、返還猶予申請書（様式第9号）を提出いただきます。

## 3 貸付

### (1) 資金交付

貸付金の交付は、貸付契約に基づき貸付決定後に1年ごとに指定口座に送金します。なお、送金時期については、申請及び貸付決定時期を踏まえ設定します。

### (2) 実績報告

1年ごとに、実際に預かり支援事業を利用した時間帯及び料金が確認できる書類を提出していただきます。貸付決定額より実際の利用料が少なかった場合は、返金が必要になります。

### (3) 貸付契約の解除

貸付決定後、次のいずれかに該当する場合は、貸付契約を解除します。

- ① 保育所等を退職したとき
- ② 心身の故障のため勤務を継続する見込みがなくなったと認められるとき
- ③ 死亡したとき
- ④ 偽りの申込みその他不正な手段によって貸付けを受けたとき
- ⑤ 貸付けを受けることを辞退したとき
- ⑥ その他貸付の目的を達成する見込みがなくなったと認められるとき

### (4) 貸付の休止

借受者が疾病その他の理由により休職したときは、休職した日の属する月の翌月から復職した日の属する月の分まで貸付けを休止します。

## 4 返還

### (1) 返還の内容

① 次のいずれかに該当する場合は、返還しなければなりません。

(災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由がある場合を除く。)

ア 貸付契約が解除されたとき

イ 県内(さいたま市を除く)において保育所等で保育士業務に従事しなかったとき

ウ 県内(さいたま市を除く)において保育所等で保育士業務に従事する意思がなくなったとき

エ 業務外の事由により死亡し、又は心身の故障により業務に従事できなくなったとき

② 返還開始は、返還事由が生じた日の属する月の翌月からです。

③ 返還期間は、貸付金の貸付けを受けた月数の2倍です。

④ 返還方法は、月賦、半年賦、一括のいずれかとします。

## (2) 返還の流れ

- ①返還の事由が発生
- ↓
- ②県社協に速やかに連絡
- ↓
- ③県社協に「返還計画申請書（様式第11号）」を提出
- ↓
- ④申請書をもとに、審査
- ↓
- ⑤納入通知書を送付
- ↓
- ⑥納入計画に沿って、指定口座に振込み
- ↓
- ⑦返還が完了後、貸付対象者及び連帯保証人に対して「返還完了通知書」を送付し、預っている借用証書（様式第4号）等を返却。

## (3) 延滞利子

正当な理由なく、貸付金を返還しなければならない日（返還期間）までにこれを返還しなかったときは、当該返還すべき日の翌日から返還の日までの期間の日数に応じ、返還すべき額につき年3パーセントの割合で計算した延滞利子を徴収します。

※「正当な理由」とは、次のいずれかに該当する場合です。

- ①生活保護法第6条第1項に規定する被保護者であるとき
- ②貸付対象者及びその者と生計を一にする者で世帯の生計を維持するために主たる収入を得る者（以下「世帯主」という。）が、地方税法の規定による市町村民税の非課税者であるとき
- ③貸付対象者及び世帯主が、災害、疾病、失業、失職、廃業等により資金困難に陥り、返還金を支払うのが困難であると認められるとき
- ④納付期限までに返還金を支払うことが出来なかった原因が、貸付対象者自身の責めに帰しないと認められるとき
- ⑤その他、都道府県知事等が正当な理由として認めるとき

# 5 返還猶予・返還免除

## (1) 返還の猶予

次に掲げる事由が継続している期間は、貸付金の返還債務を猶予できるものとします。

- ①県内（さいたま市を除く）の保育所等（11ページの「保育所等定義一覧」参照）において保育士業務に従事しているとき  
（返還猶予事由に掲げる事由が継続している期間）
- ②災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由があるとき

※「②災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由により当該業務に従事できなかった場合」は、引き続き当該業務に従事しているものとみなしますが、当該業務従事期間には算入しません。また、ここでいう「その他やむを得ない事由」とは以下のア～クのような場合です。（猶予期間はそれぞれ定められ、いずれの場合も猶予期間については、保育業務等に従事したとはみなされません。）

ア 指定施設に在職中に、出産休暇・育児休業を取得する場合

イ 出産・育児のため指定施設を退職し、出産後、指定施設等への再就職を希望する場合

ウ 育休法に規定する介護休業を取得する場合（ただし、連続1月以上の取得に限る）

エ 疾病・負傷等のため療養する必要がある、以下のいずれかに該当し、かつ勤務しないことがやむを得ないと認められる場合

・指定施設等在職中の病気休職等を取得する場合

・指定施設等を退職し疾病・負傷等の治癒後に、指定施設等への再就職を希望する場合

オ 就職先内定後、就職待機中の場合

カ 指定施設等において保育士業務等以外の職種に採用された場合であって、保育士業務等に従事する意思があると認める場合

キ 指定施設等を退職し別の指定施設等への再就職を希望する場合であって、保育士業務等に従事する意思があると認める場合

ク 人事異動により、指定施設等での保育士業務等に従事できなくなったとき

## （2）返還の免除

次のいずれかに該当するに至ったときは、貸付金の返還の債務を免除するものとします。

①県内（さいたま市を除く）の保育所等において2年間引き続き保育士業務に従事したとき

※災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由により当該業務に従事できなかった場合は、引き続き当該業務に従事しているものとみなす。しかし、当該業務従事期間として算入しないものとする。

※従事する事業所の法人における人事異動等により、貸付けを受けた者の意思によらず、県外（さいたま市を含む）において当該業務に従事した期間については、当該業務従事期間に算入することができる。

②保育士業務に従事している期間中に、業務上の事由により死亡し、又は業務に起因する心身の故障のため業務を継続することができなくなった場合

※次のいずれかに該当する場合は、審査により免除できる場合があります。

①死亡又は障害により貸付けを受けた資金を返還できなくなったとき

②貸付けを受けた資金を返還することができないと認められるとき

③県内（さいたま市を除く）において保育士業務に1年以上従事したとき

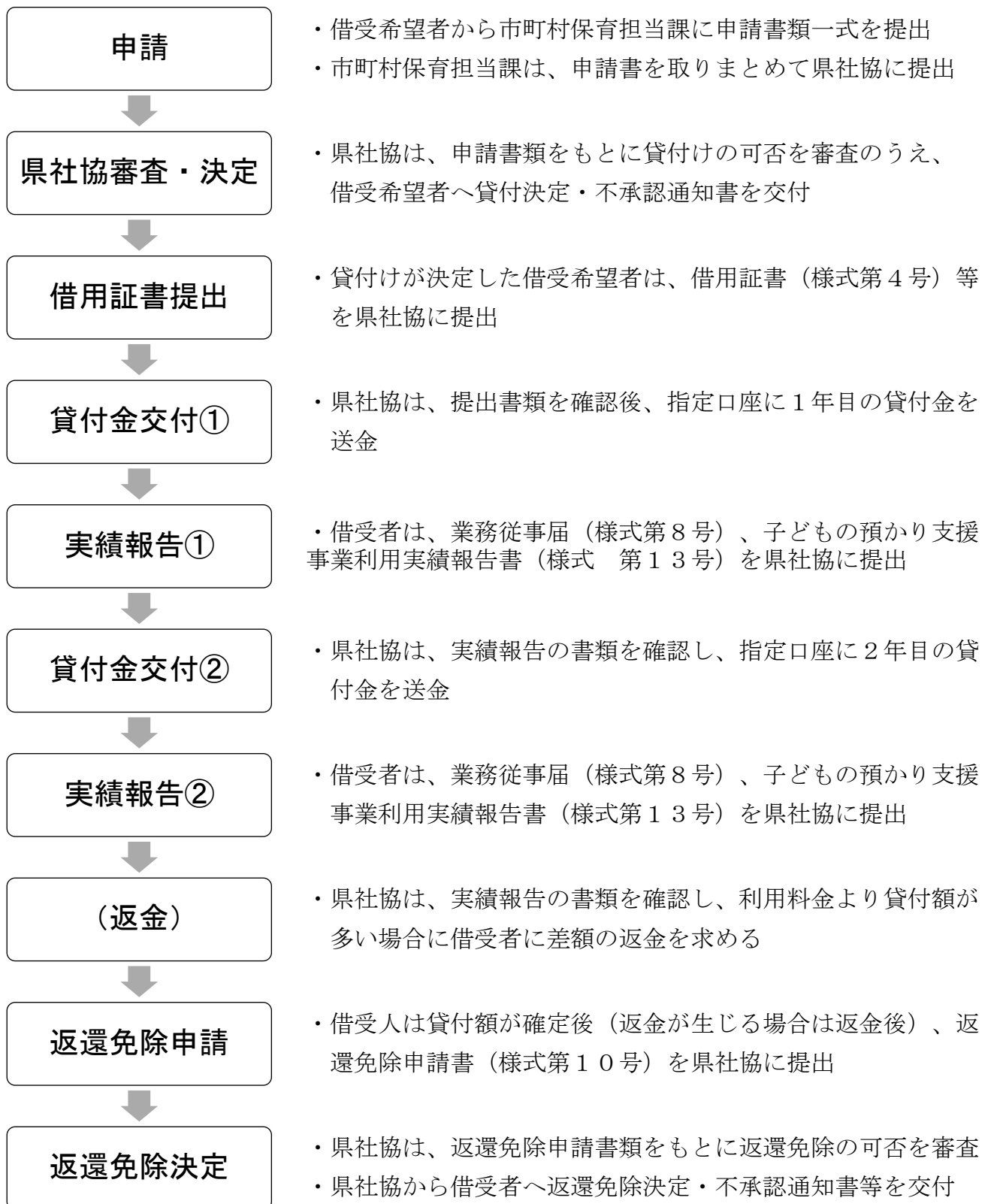
○留意点

返還猶予・返還免除を希望される場合は、必ず県社協に連絡を入れ、所定の様式を県社協に提出してください。県社協は、返還猶予・返還免除の申請があった場合は、その内容を審査し、決定または不承認通知書により通知します。

ただし、偽りの申込み、その他不正な手段によって貸付けを受け、貸付契約が解除された場合は返還猶予・返還免除にはなりません。



## 6 申請から返還免除までの流れ



## 7 届出義務・提出書類

次のいずれかの事項に該当したときは、借受者（借受者が死亡した場合は連帯保証人）が、速やかに県社協に必要書類を届け出なければなりません。

当資金の貸付けを受けた者は、返還を免除されるか、又は返還を完了するまで様々な届出を行う必要があります。

これらの届出は、返還の免除や返還の猶予などの申請を行う場合の重要な証拠書類となり、届出がない場合、返還の免除や猶予が受けられなくなることがあるので、速やかに届出を行うようにしてください。

なお、以下の例示にない場合は、個別にお問い合わせください。

### (1) 申請時

提出書類名	様式番号	備考
埼玉県子どもの預かり支援事業利用料金の一部貸付申請書	第1号	以下のものを添付 ①申込者及び連帯保証人の住民票 ②子が入所する保育所等への入所決定通知書（写） ③子どもの預かり支援事業の利用時間帯及び利用料金が記載された書類 ④保育士証（写） ⑤雇用契約書（写）及び勤務時間が確認できる書類（写） ⑥連帯保証人の課税証明書 ⑦その他 (①～⑥の他、県社協の長が必要であると認めた書類)
誓約書	第2号	
同意書	第3号	

### (2) 貸付決定時

提出書類名	様式番号	備考
借用証書	第4号	印鑑登録証明書(借受人・連帯保証人で各1枚)を添付
振込口座申請書	第5号	通帳等の写しを添付
返還猶予申請書	第9号	

(3) 貸付中、子どもの預かり支援事業の利用内容を変更したとき

提出書類名	様式番号	備考
利用内容変更届	第14号	

(4) 貸付後、1年が経過したとき

※貸付を受けた者が引き続き返還免除対象業務に従事している

提出書類名	様式番号	備考
業務従事届	第8号	
利用実績報告書	第13号	

(5) 貸付後、2年が経過したとき

※貸付を受けた者が2年間返還免除対象業務に従事した

(利用料の実績が貸付額と等しい場合 ※返金なし)

提出書類名	様式番号	備考
業務従事届	第8号	
返還免除申請書	第10号	
利用実績報告書	第13号	

(利用料の実績が貸付額と異なる場合 ※返金あり)

提出書類名	様式番号	備考
業務従事届	第8号	
利用実績報告書	第13号	
返還免除申請書	第10号	※返金後提出

(6) 貸付期間内の辞退又は返還免除対象業務に従事しなくなったとき

提出書類名	様式番号	備考
貸付休止・再開・辞退届	第7号	
業務従事届	第8号	
返還計画申請書	第11号	

(7) 貸付を受けた者及び連帯保証人の氏名・住所・勤務先等を変更したとき

提出書類名	様式番号	備考
記載事項変更届	第6号	氏名変更：戸籍抄本を添付 住所変更：住民票を添付 勤務先変更：業務従事届を添付

## (8) 貸付を受けた者が死亡したとき

提出書類名	様式番号	備考
記載事項変更届	第6号	
返還免除申請書	第10号	※業務中の事由による場合
返還計画申請書	第11号	※業務外の事由による場合

## 8 様式一覧

埼玉県子どもの預かり支援事業利用料金の一部貸付にかかる様式は、ホームページからダウンロードできます。

URL [https://jinzai.fukushi-saitama.or.jp/hoikuloan\\_13.html](https://jinzai.fukushi-saitama.or.jp/hoikuloan_13.html)



### 【各種様式】

埼玉県子どもの預かり支援事業利用料金の一部貸付申請書	様式第1号
誓約書	様式第2号
同意書	様式第3号
借用証書	様式第4号
振込口座申請書	様式第5号
記載事項変更届	様式第6号
貸付休止・再開・辞退届	様式第7号
業務従事届	様式第8号
返還猶予申請書	様式第9号
返還免除申請書	様式第10号
返還計画申請書	様式第11号
求職活動期間等申告書	様式第12号
子どもの預かり支援事業利用実績報告書①②	様式第13号
利用内容変更届	様式第14号

## 9 問い合わせ先

この貸付事業については、以下にお問い合わせください。

### 【申請方法・手続きに関すること】

○社会福祉法人埼玉県社会福祉協議会 福祉人材センター  
(電話) 048-824-3370

### 【制度に関すること】

○埼玉県 福祉部少子政策課 施設運営・人材確保担当  
(電話) 048-830-3349

## 保育所等 定義一覧

### ※貸付対象となる勤務先の「保育所等」

法令・通知等		施設等種別
児童福祉法	第7条に規定	保育所
	第6条の3第9項から第12項までに規定する業務又第39条第1項に規定する業務を目的とするものであって、法34条の15第2項、第35条第4項の認可又は認定こども園法第17条第1項の認可を受けていないもの(認可外保育施設)のうち、右記に示すもの	地方公共団体における単独保育施策(いわゆる保育室・家庭的保育事業に類するもの)において保育を行っている施設
	第6条の3第9項から第12項までに規定する業務であって、第34条15第1項の事業及び同法同条第2項の認可を受けたもの	家庭的保育事業
		小規模保育事業
		居室訪問型保育事業 事業所内保育事業
第6条の3第13項に規定され、第34条の18第1項の規定による届出を行ったもの	病児保育事業	
第6条の3第7項に規定され、第34条の12第1項の規定による届出を行ったもの	一時預かり事業	
学校教育法	第1条に規定	教育時間終了後に教育活動(預かり保育)を常時実施している幼稚園
		認定こども園への移行を予定している幼稚園
就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律	第2条第6項に規定	認定こども園
子ども・子育て支援法	第30条第1項第4号に規定	離島その他の地域において特例保育を実施する施設
	子ども・子育て支援法第59条の2第1項に規定する仕事・子育て両立支援事業のうち、「平成28年度企業主導型保育事業等の実施について」の別紙「平成28年度企業主導型保育事業費補助金実施要綱」の第2の1に定める企業主導型保育事業を行う者(企業主導型保育事業費補助金において当該補助金の算定の対象となる者の雇い上げに係る費用を除く。)	企業主導型保育事業を行う者

### ※過去の勤務経験対象となる「保育所・家庭的保育事業等」

法令・通知等		施設等種別
児童福祉法	第7条に規定	保育所
		幼保連携型認定こども園
	第6条の3第9項から第12項までに規定	家庭的保育事業
		小規模保育事業 事業所内保育事業
学校教育法	第1条に規定	幼稚園